

# 環境トピックス



■問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

## 環境家計簿を始めてみませんか

環境家計簿とは家庭で使用した電気やガスなどの使用量から温室効果ガスを算出して記録するものです。環境家計簿を継続して記入することで、あなたの省エネ行動により削減できた温室効果ガスとエネルギー使用にかかる費用も確認できます。

市では環境家計簿を提出していただける方を募集しています。提出していただいた方には抽選で道の駅しもつけ商品券（1千円分）を進呈します。また、環境カウンセラーによる診断を受けていただいた方には粗品を進呈します。

## とちぎの環境美化県民運動に参加・ご協力を！ 今年は5月26日！

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に行われている一斉清掃（とちぎの環境美化県民運動）を、今年は5月26日(日)に実施します。

清掃は自治会や市内の企業それぞれの計画で行ってください。

なお、収集したごみの持ち帰り運動を実施して

■対象者 市在住の方（1世帯につき1回まで）

■申込期間

5月7日(火)～令和2年2月28日(金)

■申込方法

領収書などを参考に平成29年度以降の12か月分のエネルギー使用量、費用、温室効果ガス排出量を環境家計簿に記入してください。環境家計簿をエネルギー別に12か月分記入して、環境課窓口にお持ちいただくか、電子メールで提出してください。メールは件名に「環境家計簿事業参加希望」と記入してください。環境家計簿記入用紙は環境課窓口や市ホームページで配布しています。

いますので、収集されたごみはご自宅へ持ち帰り、分別した後、指定の収集日に出してください。

※道路・公園など公共の場所のごみを収集し、民有地のごみについては収集しないでください。また、公共の場所にタイヤや廃家電などが投棄されている場合は、収集せず環境課までご連絡ください。



## ごみの減量にご協力ください

市ではごみの減量化を図っております。次の事に気をつけ、ごみの減量にご協力ください。

- 生ごみは、水切り容器、ネット、穴あきのポリ袋等を利用して、生ごみの水切りをしましょう。また、ごみとして出す前にひと絞りして水切りを徹底しましょう。
- 市の資源物収集に出す前に、地域の集団回収に協力しましょう。（重量に応じて報奨金が交付される制度があります）
- スーパーの店頭回収、使用済製品の販売店回収などを利用しましょう。
- 資源物は、区分毎にきちんと分別して出しましょう。また、小型家電・廃食用油は、市役所等の拠点回収所に出しましょう。

## 事業ごみの取り扱い

事業活動により排出されるごみ（産廃を除く）は、「直接処理施設に持ち込む」もしくは「市の一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ収集を依頼する」のいずれかの方法で有料処分することになっています。

また、ごみステーションに出せるごみは家庭から排出される一般ごみだけになります。事業活動により発生したごみは事業者の負担で適正に処分してください。

※事業活動により排出されるごみ

- 農業活動に関連したごみ
- 飲食店から排出されるごみ
- 事務所から排出されるごみ など